

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和元年12月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900053号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900022号

第1 結論

請求者のA事業所における平成26年11月1日から平成29年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年11月から平成29年1月までの標準報酬月額については、32万円から41万円とする。

平成26年11月から平成29年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年11月から平成29年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年11月1日から平成29年2月1日まで

請求期間のうち平成26年11月の標準報酬月額について、改定の基礎となる期間を誤って届け出たことにより、実際の報酬月額より低い額で記録されている。また、請求期間のうち平成26年12月1日から平成29年2月1日までの期間については、事業主による算定基礎届及び月額変更届の提出が遅れたことにより、標準報酬月額の改定又は決定後の記録が厚生年金保険の給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、将来の年金額に反映するよう請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は32万円と記録されており、そのうち平成26年12月1日から平成29年2月1日までは、標準報酬月額41万円として厚生年金保険法第75条本文該当記録とされている。

しかし、請求者及びA事業所から提出された給与支払明細書及び賃金台帳により、請求者は、請求期間において、標準報酬月額41万円に相当する報酬の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書及び賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成26年11月に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を提出していないとしている上、平成26年12月から平成29年1月までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同被保険者報酬月額変更届を、保険料

を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 31 年 3 月 22 日及び同年 4 月 16 日に年金事務所に対して提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 11 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900082号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年9月1日から平成29年2月1日まで

請求期間の標準報酬月額について、年金記録では26万円から28万円に見直されているが、事業主による算定基礎届の提出が遅れたことにより、見直し後の記録が厚生年金保険の給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、年金額に反映するように見直ししてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、標準報酬月額の見直しについて請求しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求者及びA事業所から提出された給与支払明細書及び賃金台帳により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(28万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(26万円)を上回っていることが確認できるものの、請求者が、事業主により源泉控除されていたことが確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、見直しは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900097号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900024号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで
A事業所に昭和58年4月1日に入社し、支店間の異動はあったが継続して勤務し、現在に至っている。
請求期間は、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先で勤務を開始した頃であるが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和58年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C営業所に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900098号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900025号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで
A事業所に昭和58年4月1日に入社し、支店間の異動はあったが継続して勤務し、現在に至っている。
請求期間は、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先で勤務を開始した頃であるが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和58年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正する必要がある。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900099号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900026号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年4月30日から同年5月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年4月30日から同年5月1日まで
A事業所に昭和58年4月1日に入社し、支店間の異動はあったが継続して勤務し、現在に至っている。
請求期間は、B本社で1か月間程度の研修を受け、配属先で勤務を開始した頃であるが、厚生年金保険の被保険者記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所が保管する請求者に係る社員カード及び同事業所の回答並びに雇用保険の加入記録から判断すると、請求者は、請求期間において、同事業所に継続して勤務(昭和58年5月1日にA事業所(B本社)から同事業所C支店に異動)していたことが認められることから、請求者のA事業所(B本社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る記録を昭和58年5月1日に訂正する必要がある。